

第七次宜野湾市行財政改革実施計画

(令和4年度～令和7年度)

令和4年3月

宜野湾市

— 目次 —

1. はじめに	
①目的	1
②計画期間	1
③進行管理	1
④体系図	2
2. 第七次行財政改革実施計画一覧	3
3. 実施計画（実施項目ごとの取組）	
1 職員の資質及び能力向上	4
2 テレワーク制度の導入	4
3 適切な定員管理及び効率的な組織構築	5
4 多様な職員任用制度の導入	5
5 ふるさと納税制度の活用（ふるさと応援寄附）	6
6 広告収入の更なる拡大	6
7 使用料・手数料の適正化	7
8 下水道事業財政健全化	7
9 下水道事業財政健全化（下水道普及事業の促進）	8
10 国民健康保険特別会計の健全化（赤字解消）	8
11 国民健康保険特別会計の健全化（特定健診受診率等の向上）	9
12 国民健康保険特別会計の健全化（健康啓発）	9
13 企業誘致の推進	10
14 学校給食費の公会計化	10
15 債権管理の適正化	11
16 広域連携による特定子ども・子育て支援施設等の指導監査	11
17 公共施設への持続可能なエネルギー供給の推進	12
18 公共施設総合マネジメントの推進	12
19 普通財産の有効活用	13
20 PPP／PFIの推進	13
21 指定管理者制度導入の推進	14
22 市営住宅管理業務の民間等への委託	14
23 大山学校給食センターの統廃合	15
24 宜野湾マリン支援センターの民間移譲	15
25 うなばら保育所閉鎖及びはごろも幼稚園の認定こども園移行	16
26 自治体標準準拠システムへの移行	16
27 自治体クラウドの推進	17
28 電子決裁システムの推進	17
29 行政手続のオンライン化推進	18
30 RPA・AI-OCRの利用推進	18
31 マイナンバーカードの普及促進	19
32 電子入札システムの導入	19
33 出納事務の効率化	20
34 市民協働の推進	20
35 地域防災体制の強化	21
36 市道の植栽樹及び周辺の地域住民による管理	21
37 住民による地域美化の推進	22

1. はじめに

① 目的

地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と謳われており、地方公共団体は常に行財政改革の推進を念頭に置かなければなりません。

また、市政を取り巻く環境が大きく変化している中、将来にわたって安定した行政サービスが提供できる体制や仕組みを作り上げていくためにも更なる行財政改革の推進が不可欠であります。

本市の行財政改革の本格的な取組みは、昭和61年6月に自らの行政運営のあり方を検討し、長期的展望に立った計画的運営を行う必要性を示した最初の行財政改革大綱の策定に始まり、この間、全六次に及ぶ行財政改革大綱に基づき行財政改革を推進してきました。

このたび、令和4年1月に宜野湾市行財政改革委員会より第七次宜野湾市行財政改革大綱（案）の答申を受け、同月、宜野湾市行財政改革推進本部会議にて「第七次宜野湾市行財政改革大綱」（以下、「第七次大綱」という。）を正式に決定しました。

これを踏まえ、第七次大綱を計画的に推進するため、「第七次宜野湾市行財政改革実施計画」（以下、「第七次実施計画」という。）において、37本の実施項目を設定し、更なる行財政改革を実施してまいります。

② 計画期間

本計画の実施期間は、第七次大綱の期間である令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

③ 進行管理

本計画を計画的かつ着実に実施するため、その進捗状況を年度毎に把握・確認し、市長を本部長とする「宜野湾市行財政改革推進本部会議」へ報告するとともに、その成果や取組状況については広く市民に公表します。

④ 体系図（基本方針及び推進項目）

第七次宜野湾市行財政改革大綱

基本方針1 限りある経営資源を活用した持続可能な行政経営の改革

社会情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズへの対応に加え、新たな行政需要に迅速かつ的確に対応するため、限りある行政経営資源（組織（ヒト）、資産（モノ）、資金（カネ）、情報）を効果的かつ効率的に活用し、業務改革の推進、市民サービスの向上に取り組み、持続可能な行政経営を目指します。

推進項目1 人材育成と働き方改革の推進

これまでの行政運営のあり方に捉われない「新たな日常」の視点を取り入れた市民サービスの向上と働き方に取り組むため、職員の意識改革と人材育成を図るとともに業務の効率化に努め、働き方改革を推進します。

推進項目2 定員の適正管理

ますます高まる行政ニーズに対応するため、真に必要とされる事務事業を見極めつつ、職員と会計年度任用職員との配置バランスの適正化を図り、限られた人的資源を効率的に配分するなど戦略的に取り組みます。
また、今後の退職者数の推移や令和5年度からの定年引上げによる採用計画や市財政に与える影響なども見据え、中長期的な視点にたった定員管理計画に基づき、継続して適正な行政サービスを提供できるよう定員の適正管理に努めます。

推進項目3 自主性・自立性の高い財政基盤の確立

健全な財政運営を確保することが市民サービスの維持・向上に繋がるため、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税制度の積極的な活用等に加え、税収確保の取組を強化するとともに、有料広告事業やネーミングライツの導入、使用料等の見直しなど、安定した財源確保を図り、事務事業の見直しや多様な広域連携を推進し、経費の節減・合理化等の適正な予算執行に努めます。また特別会計の健全化に取り組みます。

推進項目4 資産マネジメントの推進

公共施設総合管理計画に基づき、既存施設の長寿命化を図ります。建て替える施設については、統廃合や複合化・多機能化を検討し適正配置に努めます。また、公共施設の運営方法として、PPPやPFIによる民間のノウハウや資源を有効活用し、利便性の向上を目指して民間事業者等への業務委託（アウトソーシング）を進めます。
普通財産については、未利用財産の売却促進や貸付など普通財産の有効活用を図り保有財産の適正管理に努めます。

基本方針2 デジタル社会に対応した行政運営の変革

社会全体のデジタル化（DX）が進められていることから、行政サービスのデジタル化を推進し、市民の利便性の向上と行政事務の効率化・高度化に取り組みます。

推進項目5 自治体情報システムの標準化・共通化の取組

自治体における情報システム等の共同利用（クラウド）、手続きの簡素化、迅速化、行政事務の効率化等が求められており、国から目標時期として令和7年度と示されている自治体の情報システムの標準化・共通化に取り組みます。

推進項目6 行政サービスのデジタル化の推進

行政手続きにおいて積極的なオンライン化を図ることが求められていることから、自治体業務のデジタル化を図り、市民生活と地域社会の利便性の向上並びに行政事務の効率化・高度化に取り組みます。

基本方針3 市民や地域、民間事業者など多様な担い手との連携による行政運営の推進

市民が暮らしやすいまちづくりを目指し、市民や各種団体、民間事業者などと協働・連携しながら行政運営を推進し、安定的な市民サービスの提供に取り組みます。

推進項目7 市民と行政のパートナーシップの確立

市民や事業者、高等教育機関との協力・連携し、地域課題の解決を図る仕組み作りに取り組みます。

↓ 具体的な取組を示したもの

第七次宜野湾市行財政改革実施計画

2. 第七次行財政改革実施項目一覧

基本方針	推進項目	実施項目	担当部署
1 限りある経営資源を活用した持続可能な行政経営の改革			
1 人材育成と働き方改革の推進			
	1	職員の資質及び能力向上	人事課
	2	テレワーク制度の導入	人事課
2 定員の適正管理			
	3	適切な定員管理及び効率的な組織構築	行政経営室
	4	多様な職員任用制度の導入	人事課
3 自主性・自立性の高い財政基盤の確立			
	5	ふるさと納税制度の活用（ふるさと応援寄附）	企画政策課
	6	広告収入の更なる拡大	行政経営室
	7	使用料・手数料の適正化	財政課（各担当課）
	8	下水道事業財政健全化	上下水道局 総務企画課
	9	下水道事業財政健全化（下水道普及事業の促進）	上下水道局 業務サービス課
	10	国民健康保険特別会計の健全化（赤字解消）	国民健康保険課
	11	国民健康保険特別会計の健全化（特定健診受診率等の向上）	健康増進課
	12	国民健康保険特別会計の健全化（健康啓発）	健康増進課
	13	企業誘致の推進	産業政策課
	14	学校給食費の公会計化	学校給食センター
	15	債権管理の適正化	行政経営室
	16	広域連携による特定子ども・子育て支援施設等の指導監査	子ども政策課
4 資産マネジメントの推進			
	17	公共施設への持続可能なエネルギー供給の推進	総務課
	18	公共施設総合マネジメントの推進	行政経営室
	19	普通財産の有効活用	総務課、行政経営室
	20	PPP/PFIの推進	行政経営室
	21	指定管理者制度導入の推進	行政経営室
	22	市営住宅管理業務の民間等への委託	建築課
	23	大山学校給食センターの統廃合	学校給食センター
	24	宜野湾マリン支援センターの民間移譲	観光スポーツ課
	25	うなばら保育所閉鎖及びはごろも幼稚園の認定子ども園移行	子ども政策課
2 デジタル社会に対応した行政運営の変革			
5 自治体情報システムの標準化・共通化の取組			
	26	自治体標準準拠システムへの移行	デジタル推進課
	27	自治体クラウドの推進	デジタル推進課
6 行政サービスのデジタル化の推進			
	28	電子決裁システムの推進	総務課
	29	行政手続のオンライン化推進	デジタル推進課
	30	RPA・AI-OCRの利用推進	デジタル推進課
	31	マイナンバーカードの普及促進	デジタル推進課
	32	電子入札システムの導入	契約検査課
	33	出納事務の効率化	会計課
3 市民や地域、民間事業者など多様な担い手との連携による行政運営の推進			
7 市民と行政のパートナーシップの確立			
	34	市民協働の推進	市民協働課
	35	地域防災体制の強化	防災危機管理室
	36	市道の植栽樹及び周辺の地域住民による管理	道路整備課
	37	住民による地域美化の推進	都市計画課

・・・「財源不足への対策方針2021」（財政健全化等研究専門部会）の取組項目

3. 実施計画（実施項目ごとの取組）

基本方針 1

限りある経営資源を活用した持続可能な行政経営の改革

◆推進項目 1 人材育成と働き方改革の推進

担当課：人事課

実施項目 1 職員の資質及び能力向上				
現状・課題	本市の継続的発展のため、組織として継続的に職員のやる気や向上心を高め、その能力や可能性を最大限に引き出し、AI・RPA等の新しい技術の著しい進捗による社会の変革（イノベーション）が急速に進む中、時代の変化に即応できる職員の育成が急務となっている。			
取組概要	宜野湾市人材育成方針（平成29年3月改訂）及び同基本計画・後期計画（令和2年11月策定）に基づき、「人事管理」・「研修管理」・「職場環境」の3つの柱を中心に具体的取組の推進を図る。			
期待される効果	前例踏襲ではない“改善”を超えた“改革”による効率的な行政運営を推進するために必要不可欠な職員の更なる意識向上及び組織風土の構築が期待できる。		取組指標（目標）	実施率 100 %
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●人事評価の給与への活用 →改革・改善にチャレンジできるような評価定義を変更し、その成果を給与へ反映。 ●DX推進のための研修実施 →デジタル推進課と連携。 ●働き方の見直し方針及び職員の心の健康づくりのための指針の策定 →ワークライフバランスの実現を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●人事異動希望申告におけるキャリア等の選択 →税務・福祉など一定の分野を担うエキスパート等の希望や降任の希望を確認。 ●通年で視察可能な動画研修の実施 →非常勤職員を含む全ての職員が習得すべきクレーム対応や接遇研修を想定。 	<ul style="list-style-type: none"> ●資格取得助成の導入 →業務に直結する資格取得を想定。 ●早出遅出勤務の実施 →育児や介護に限らず、必要に応じて、業務の繁閑に合わせた勤務時間を弾力的に設定。 ●新たな人材育成基本方針及び同基本計画の策定 →現行方針・計画が令和6年度が終期のため、時代の変化に応じた改訂を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな人材育成基本方針及び同基本計画に基づいた取組の実施

担当課：人事課

実施項目 2 テレワーク制度の導入				
現状・課題	労働力人口が減少し、公務員志望者が減少傾向にあるなか、行政を支える人材を確保するためにも、職員のライフステージに合わせた柔軟な働き方の実現や、多様な人材が活躍できる組織・職場環境を整えることが不可欠となっている。また、感染症対策や災害時における行政機能維持の観点からも、多様な働き方の導入に向けた取り組みが必要である。			
取組概要	テレワーク制度の導入を目指し取り組む			
期待される効果	「働き方改革」の推進に寄与する。多様な人材の確保につながる。感染症流行時や災害時においても持続的な行政運営に繋がる。		取組指標（目標）	実施率 100 %
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	調査・研究	調査・研究	実施	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体におけるテレワーク実施状況について調査を行う。 ・テレワーク導入に係るコストについて調査を行う。 ・テレワーク可能な業務の洗い出しを行う。 ・情報の取り扱い等、テレワーク実施に係る、例規等の精査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体におけるテレワーク実施状況について調査を行う。 ・テレワーク導入に係るコストについて調査を行う。 ・テレワーク可能な業務の洗い出しを行う。 ・情報の取り扱い等、テレワーク実施に係る、例規等の精査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの実施に際し、必要な例規等の改正を行う。 ・テレワークの導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの実施に際し、必要な例規等の改正を行う。 ・テレワークの導入。

◆推進項目 2 定員の適正管理

担当課：行政経営室

実施項目 3 適切な定員管理及び効率的な組織構築				
現状・課題	生活保護業務やこども支援の拡充、西普天間住宅地区開発事業、新型コロナウイルス感染症拡大による社会情勢の変化など、行政ニーズがますます多様化、高度化する中、各業務量に対する人員が必ずしも十分とは言えない状況が生じている。限りある行政経営資源を更に効果的・効率的に活用することが課題となっている。			
取組概要	第4次宜野湾市定員管理計画に基づき、中長期的な視点に立った適切な定員管理に努めるとともに、年々多様化する行政ニーズに対応するため、限られた行政経営資源(組織・資産・資金・情報)を効果的かつ効率的に活用し、業務改善、市民サービスの向上に努める。			
期待される効果	今後の、デジタル化による業務変革や人口減少時代における労働力不足を見据え、限りある行政経営資源を有効活用することで、効率的な組織体制の構築に寄与する。		取組指標(目標)	定員数 (上限値) 766人
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●第七次宜野湾市行財政改革大綱や、第4次宜野湾市定員管理計画の「定員管理の基本的な考え方」に基づき、定員の適正管理に努める。 ●毎年度実施する組織ヒアリングを通して、組織の現状や課題を把握し、効率的で効果的な組織構築に努める。 			

担当課：人事課

実施項目 4 多様な職員任用制度の導入				
現状・課題	公務員志望者は減少傾向あり、特に技術職などの専門職については公民問わず人手不足となっている。このような中、行政を支える人材を確保するためにも、多様な人材が活躍できる組織・職場環境を整えることが不可欠となっている。			
取組概要	任期付き職員制度、定年前再任用短時間勤務制など、多様な職員任用制度の検討を進め、新たな制度の導入及び同制度に基づく任用を行う。			
期待される効果	多様な人材の確保につながる。その時々々の行政需要に応じた人員体制を確保できる。		取組指標(目標)	実施率 100%
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	調査・研究	実施	実施	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○任期付き職員制度など、新たな非常勤職員の導入の検討及び、当該非常勤職員の位置づけや活用方法について整理する。 ○他自治体における取組状況について情報収集を行う。 ○必要な規則改正を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な例規改正を行う ○導入した新たな非常勤職員制度に基づく任用の必要性を検討し、必要に応じ任用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な例規改正を行う ○導入した新たな非常勤職員制度に基づく任用の必要性を検討し、必要に応じ任用を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な例規改正を行う ○導入した新たな非常勤職員制度に基づく任用の必要性を検討し、必要に応じ任用を行う。

◆推進項目3 自主性・自立性の高い財政基盤の確立

担当課: 企画政策課

実施項目 5 ふるさと納税制度の活用(ふるさと応援寄附)				
現状・課題	ホームページ等で広報しており、寄附実績は年々伸びてきているが、引き続き、寄附を増やす取り組みを行う必要がある。			
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジット決済の導入など、寄附をしやすい環境を整えている。また特産品等の返礼品を設ける。 ・宜野湾市ふるさと応援寄附を政策事業等の財源として充当する。さらに事業実施状況等を公表する。 ・企業版ふるさと納税の募集を行っている。 			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入の増加 ・特産品の開発・PRにより宜野湾市の魅力を発信できる。 	取組指標(目標)		寄附受入額 65,000 千円
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○返礼品を充実する ○基金を事業へ充当する ○充当した事業の実績を公表する 	<ul style="list-style-type: none"> ○返礼品を充実する ○基金を事業へ充当する ○充当した事業の実績を公表する 	<ul style="list-style-type: none"> ○返礼品を充実する ○基金を事業へ充当する ○充当した事業の実績を公表する 	<ul style="list-style-type: none"> ○返礼品を充実する ○基金を事業へ充当する ○充当した事業の実績を公表する

担当課: 行政経営室

実施項目 6 広告収入の更なる拡大				
現状・課題	自主財源確保の取組として、平成30年2月より宜野湾市立野球場にてネーミングライツ導入済み。また、広告入り地図情報案内板や市ホームページバナーなど、有料広告の取組を実施。更なる自主財源の確保に向け、取組を推進する必要がある。			
取組概要	厳しい財政状況の中、ネーミングライツの導入拡大や、新たな広告媒体の発掘等により、更なる広告収入の確保を目指し、取組を推進する。			
期待される効果	広告導入によるコストの縮減、自主財源の確保		取組指標(目標)	実施率 100 %
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●取組参考のため、本市におけるネーミングライツや有料広告事業の取組実績や、他自治体における取組事例など、庁内各課への周知を図る。 ●ネーミングライツ導入に向け関係課と調整を行う。 ●有料広告導入に向け関係課と調整を行う。 			

担当課：財政課（各担当課）

実施項目 7 使用料・手数料の適正化				
現状・課題	消費税率の引き上げや公共施設の老朽化等により、行政運営上のコストも増加していく中、使用料・手数料における受益者負担の適正化を図るとともに、自主財源としての歳入を確保する必要がある。			
取組概要	「宜野湾市使用料・手数料の見直しに関する基本方針（令和3年度改定版）」に基づき、令和4年4月1日から新たな料金が施行されている。同方針では、5年を目途に全庁的な見直しを検討するとしているため、令和8年度に見直しの検討、令和9年度予算への反映を目指す。また、一部の使用料・手数料については令和5年4月1日の改定又は引き続き検討とされているため、それぞれ目標を設定し、取り組むこととする。			
期待される効果	使用料、手数料を適正な額に設定することで、受益者負担の適正化を図ることができるとともに、自主財源としての歳入を確保することができる。	取組指標（目標）	実施率 100 %	
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	調査・研究	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○方針に基づき使用料の見直し実施（令和4年4月1日施行） ○学校施設における職員の自家用車駐車に係る使用料の徴収について、令和5年4月1日施行とし、12月議会へ条例改正案を提出する。 ○粗大ごみ手数料について、令和5年4月1日の改定を検討する。（検討の結果、令和5年4月1日改定の判断がなされた場合は、12月議会へ条例改正案を提出する） 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年4月1日から学校施設における職員の自家用車駐車に係る使用料徴収を施行する。 ○粗大ごみ手数料について、令和5年4月1日改定の判断がなされた場合は、令和5年4月1日から新たな料金を施行する。 ○施行後も市ホームページ等で市民への周知に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民会館の施設改修の完了にあわせて、市民会館使用料の改定について、令和7年4月1日施行とし、12月議会へ条例改正案を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民会館使用料について、令和7年4月1日から新たな料金を施行する。 ○施行後も市ホームページ等で市民への周知に努める。

担当課：上下水道局 総務企画課

実施項目 8 下水道事業財政健全化				
現状・課題	下水道事業は、平成30年4月に地方公営企業法を適用し、すでに公営企業法の適用を受けている水道事業との組織統合を行うことで両事業に共通している業務の一体化や類似業務の統合による経営コストの削減を図ると共に、受益者負担の原則から令和2年度に下水道使用料の改定を行い、持続安定した経営環境の確保に向けた取組みを推進している。しかし、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中において、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、社会情勢、経営環境の変化に応じた適切な料金となるよう、経営戦略の定期的な改定の際に料金水準等を検証し、料金改定の必要性の検討を行う必要がある。			
取組概要	下水道使用料の設定に当たっては、社会情勢や経営環境の変化に応じて適切な料金となるよう、3年から5年内の経営戦略の改定の際に料金水準等を検証し、料金改定の必要性の検討を行う。又、事業原価を極力抑制するとともに、将来にわたって安定的に事業を継続する必要があるため、施設の計画的な更新の原資を確保するに当たり、施設の老朽化の実態や経営の将来見通しについても適切に留意し取組む。			
期待される効果	経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が図られるとともに、将来にわたり安定的かつ持続可能な経営環境の確保が図られる。	取組指標（目標）	実施率 100 %	
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	調査・研究等	調査・研究等	検討	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○経年劣化した下水道施設の健全度や重要度を考慮し、且つ施設更新事業費の平準化にも配慮した施設整備計画の検討 ○今後の水需要予測により、将来的な料金収入等も含めた財務分析を行う。 ○上記の調査研究等の結果を踏まえ、下水道事業実施計画の見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本市においては平成30年度に経営戦略の策定を終えており、この経営戦略に沿った取組みの成果の検証を行った上で、経営戦略の更なる質を高めた改定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道使用料の設定に当たっては、社会情勢、経営環境の変化に応じて適切な料金となるよう、改定経営戦略に基づく料金水準等を検証し、改定の必要性や改定時期等の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和6年度の検討結果を踏まえ、料金改定が必要となった場合は、宜野湾市上下水道料金等審議会を開催し、使用料改定についての是非を審議する。又、施設の老朽化の実態や経営の将来見通しについても、市民や市議会にわかりやすく公表し意見を聴取を行う。

担当課：上下水道局 業務サービス課

実施項目 9 下水道事業財政健全化(下水道普及事業の促進)				
現状・課題	下水道事業の安定した財政基盤の確立を目的とし、令和3年度より、国庫補助金を活用した公共下水道への接続補助を実施しているが、今後も接続率向上に向け、更なる公共下水道への接続促進を行う必要がある。			
取組概要	令和3年度より実施している、包括業務委託による普及活動ならびに、国庫補助を活用した公共下水道への接続補助を継続して実施する事により、接続率の向上を図る。			
期待される効果	公共下水道の接続率の向上により、下水道事業の健全な財政運営に寄与される。	取組指標(目標)		① 接続率 88 % ② 接続補助件数 300 件
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	公共下水道への接続補助に関する市民への周知や包括業務委託による普及活動の継続促進。	公共下水道への接続補助に関する市民への周知や包括業務委託による普及活動の継続促進。	公共下水道への接続補助に関する市民への周知や包括業務委託による普及活動の継続促進。	公共下水道への接続補助に関する市民への周知や包括業務委託による普及活動の継続促進。

担当課：国民健康保険課

実施項目 10 国民健康保険特別会計の健全化(赤字解消)				
現状・課題	国民健康保険特別会計の財政状況は大変厳しく、毎年度約5億円の赤字が発生しており、その補填のため一般会計から多額の法定外繰入を行ってきたが、依然として赤字解消には至らず累積赤字は約11億4千万円(令和2年度決算時点)に達し、国保財政の健全化が大きな課題となっている。			
取組概要	令和6年度からの沖縄県保険料(税)統一化を見据え、第2期国保財政健全化計画に基づき、累積赤字の増要因となる単年度赤字額を削減目標とする。単年度赤字解消の目安となる標準保険税率を目標に段階的な保険税率改定の検討を行う。			
期待される効果	今後見込まれる単年度の赤字額約3億～約5.1億円を段階的な税率改定を実施することで、一般会計からの法定外繰入を必要としない国保財政の健全化が期待される。	取組指標(目標)		① 単年度赤字額 0 千円 ② 法定外繰入金 0 千円
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	調査・研究	実施	調査・研究
具体的な取組内容	新税率による調定及び収納率を注視しながら、併せて保険給付適正化(レセプト点検の強化等)及び医療費適正化(特定健診受診率向上・重症化予防事業等)に積極的に取り組む。	令和6年度税率改定に向けて、新税率の検討及び収支見込みを作成する。	新税率による調定及び収納率を注視しながら、併せて保険給付適正化(レセプト点検の強化等)及び医療費適正化(特定健診受診率向上・重症化予防事業等)に積極的に取り組む。	令和4年度及び令和6年度改定の効果を検証し、今後の課題を洗い出す。

担当課：健康増進課

実施項目 11 国民健康保険特別会計の健全化(特定健診受診率等の向上)				
現状・課題	本市の国保医療費は増加しており、1か月の医療費に占める生活習慣病(がんを除く)の割合は、約25%を占めている。また、生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組が重要であるが、特定健診受診率は低く推移しており、平成28年度～令和元年度受診率は県内で最下位となっている。			
取組概要	国保加入者の健康増進と国保医療費適正化に向け、多くの対象者が特定健診を受診するためにも、個別通知等の継続および新たに令和4年度より受診者への特典事業実施により、受診率向上対策を強化する。			
期待される効果	生活習慣病の予防と疾病の早期発見・早期治療を行うことで重症化を予防し、医療費の適正化につながる。	取組指標(目標)		① 特定健診受診率 60 % ② 特定保健指導実施率 60 %
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 受診率向上に向け、各事業毎に事業評価と改善を図り、具体的取組を実施する。 新たな取組として、令和4年から令和6年において、40歳～74歳を対象に、健診受診者への特典事業により強化取組を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 受診率向上に向け、各事業毎に事業評価と改善を図り、具体的取組を実施する。 令和4年から令和6年において、40歳～74歳を対象に、健診受診者への特典事業により強化取組を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 受診率向上に向け、各事業毎に事業評価と改善を図り、具体的取組を実施する。 令和4年から令和6年において、40歳～74歳を対象に、健診受診者への特典事業により強化取組を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 受診率向上に向け、各事業毎に事業評価と改善を図り、具体的取組を実施する。 受診者への特典事業を評価し、更なる受診率向上に向けた取組を実施する。

担当課：健康増進課

実施項目 12 国民健康保険特別会計の健全化(健康啓発)				
現状・課題	宜野湾市の主要な健康課題として、県と同様な平均寿命と健康寿命の乖離、65歳未満の死亡割合も高い状況である。また、肥満が多く男性の約4割、女性の約3割を占め糖尿病、筋・骨疾患による医療費の増加、脳血管疾患による死亡の割合も高くなっている。			
取組概要	健康ぎのわん21計画の取組の強化に加え、令和4年度健康医療拠点まちづくり事業で琉球大学と連携し、実証事業等の推進や食と運動の環境整備、情報発信強化、宜野湾市健康づくりプラットフォームの構築等から市民の健康意識の向上と健康行動につなげ課題解決に取り組む。			
期待される効果	上記取組を継続することで、市民の健康リテラシーの向上と健康ぎのわん21計画に掲げた肥満改善を含めた指標の改善が期待でき医療費の適正化につながる。	取組指標(目標)		① 肥満者の割合(男性) 28 % ② 肥満者の割合(女性) 25 %
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	<p>既存の健康教育事業を行いながら、働き盛り世代が参加しやすいよう工夫を図り健康教育事業の充実を図る。</p> <p>琉球大学と連携し、市民主体の健康づくりプラットフォームの構築のため、健康づくり人材の発掘や人材育成等に取り組む。</p>	<p>既存の健康教育事業を行いながら、働き盛り世代が参加しやすいよう工夫を図り健康教育事業の充実を図る。</p> <p>琉球大学と連携し、市民主体の健康づくりプラットフォームの構築のため、健康づくり人材の発掘や人材育成等に取り組む。</p>	<p>既存の健康教育事業を行いながら、働き盛り世代が参加しやすいよう工夫を図り健康教育事業の充実を図る。</p> <p>琉球大学と連携し、市民主体の健康づくりプラットフォームの構築のため、健康づくり人材の発掘や人材育成等に取り組む。</p>	<p>既存の健康教育事業を行いながら、働き盛り世代が参加しやすいよう工夫を図り健康教育事業の充実を図る。</p> <p>琉球大学と連携し、市民主体の健康づくりプラットフォームの構築のため、健康づくり人材の発掘や人材育成等に取り組む。</p>

担当課：産業政策課

実施項目 13 企業誘致の推進				
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・普天間地域をはじめ老朽化した空き店舗の解消が進まず、ロードサイド型の商業地域においては、閑散とした印象。 ・宜野湾ベイサイド情報センターを中心に、IT関連事業者の誘致に取り組んでいる。 ・西海岸地域では商業・物流機能等の企業集積が図られている一方で、企業が進出可能な用地が不足している。 			
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗の解消及び抑制を図るため、空き店舗対策事業を実施し、事業者がより魅力的な店舗づくりが行えるよう支援する。 ・宜野湾ベイサイド情報センターにおける関連企業の誘致。 ・新たな土地開発等に伴う企業立地のための用地確保に努め、企業誘致に取り組む。 			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用の創出 ・自主財源の確保と税収の増 ・地域経済の活性化 	取組指標(目標)		誘致件数 15 件
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○空き店舗対策事業 ○宜野湾ベイサイド情報センターへの企業誘致(空きが生じた場合) ○旧愛誠園跡地への企業誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き店舗対策事業 ○宜野湾ベイサイド情報センターへの企業誘致(空きが生じた場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き店舗対策事業 ○宜野湾ベイサイド情報センターへの企業誘致(空きが生じた場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○空き店舗対策事業 ○宜野湾ベイサイド情報センターへの企業誘致(空きが生じた場合)

担当課：学校給食センター

実施項目 14 学校給食費の公会計化				
現状・課題	<p>現在、学校給食費は私会計により、実施されているが、文部科学省通達「学校における働き方改革に関する取り組みの徹底について(通知)」により、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度を採用し、地方公共団体の業務として行うこととされたため取り組む必要がある。</p>			
取組概要	<p>公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減するため学校給食費の公会計化を行う。</p>			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校給食費の徴収・管理に係る教員の負担軽減 ・市費事務の業務負担の軽減 ・給食費管理の負担の軽減 ・給食費管理台帳の正確さの確保 	取組指標(目標)		実施率 100 %
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	調査・研究等	検討	検討	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進に関する調査研究 ・給食費会計システムの導入に向けた調査研究 ・他の市町村の実施状況調査 ・人員確保の検討 ・今までの給食会計整理(滞納など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費会計システム導入 ・給食費の徴収・催告・還付等の方法の検討 ・業者登録(入札関係)個人農家はどうか ・条例の改正案 ・過去の未納者の対応検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費会計システム導入 ・給食費の徴収・催告・還付等の方法の検討 ・業者登録(入札関係)個人農家はどうか ・条例の改正案 ・過去の未納者の対応検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・公会計化実施

担当課：行政経営室

実施項目 15 債権管理の適正化				
現状・課題	私債権管理部署では、法令等に基づく債権の消滅時効がなく、市としての債権放棄に係る統一された基準等もないため、回収不能と判断した債権も長年保有している状況がある。効率的な債権管理に向け、債権放棄の基準明確化等が課題となっている。			
取組概要	市として債権放棄をするための根拠規定や統一した基準を整備するため、(仮称)債権管理条例の策定に取り組む。			
期待される効果	条例の適用により、明確化された基準の下、債権放棄が可能となり、一定の滞納整理が図られるとともに、効率的な債権管理に寄与する。	取組指標(目標)	実施率 100%	
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	調査・研究	調査・研究	実施	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ●(仮称)債権管理条例の施行に向け、全庁調査により債権の洗い出し、分類(公債権、私債権)等を行う。 ●上記調査も踏まえ、債権管理に課題を有する部署で検討会議を設置し、課題解決に効果的な条例案の作成を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●検討会議を設置し、課題解決に効果的な条例案の作成を行う。 ●条例案を議会に上程 	(仮称)債権管理条例の運用	(仮称)債権管理条例の運用

担当課：こども政策課

実施項目 16 広域連携による特定子ども・子育て支援施設等の指導監査				
現状・課題	幼児教育・保育の無償化実施に伴い、子ども・子育て支援法において施設等利用費の支給にかかる施設等として、市の確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等に対して、市が「指導監査」を実施する必要がある。国は令和2年度実施を通知しているが、指導監査における専門性や業務過多により実施が行われていない状況にある。			
取組概要	中部広域市町村圏事務組合へ「特定子ども・子育て支援施設等指導監査に関する事前検討会」を設置するよう提案し、令和2年度より事前検討会にて各中部市町村担当と意見交換を行った。			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・中部広域事務組合へ共同処理を委任することで、広域圏における指導監査の質の統一が図れる。 ・新たな部署配置や人員コストの削減となる。 	取組指標(目標)	実施率 100%	
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	調査・研究	実施	実施	実施
具体的な取組内容	令和3年度事前検討会において共同処理を各市町村が希望したため、令和4年度は専本部会を立ち上げ共同処理に向け事務の詳細、人員及び予算等の具体的な調査研究を行う。人員及び負担額が決定次第、令和5年度実施に向けた、予算措置を行う。	中部広域事務組合による特定子ども・子育て支援施設等への定期的な集団指導を実施し、沖縄県の立ち入り調査と連携し、合理的な指導監査を行えるよう研究する。施設等利用費の様式の統一化を各市町村で協議を行う。	中部広域事務組合による指導監査の実施	中部広域事務組合による指導監査の実施

◆推進項目 4 資産マネジメントの推進

担当課:総務課

実施項目 17 公共施設への持続可能なエネルギー供給の推進				
現状・課題	市の公共施設においては、施設管理部署ごとに、電力契約を締結しているが、電気の小売業への参入が全面自由化されたことにより、消費者が電力会社や料金メニューを選択できるようになったことを踏まえ、本市の公共施設のスケールメリットを活用した持続可能なエネルギー供給施策を推進する。			
取組概要	新電力参入業者や従来の電力供給事業者とエネルギー供給の提案・協議を踏まえ、本市の公共施設維持管理上、最もメリットの大きい持続可能なエネルギー供給事業者と供給契約を締結する。なお、提案内容については、供給価格のほか、環境、防災、教育の他、SDGSの目標も含めて検討する。			
期待される効果	供給価格の削減のほか、環境負荷の低減、災害に強いまちづくりが達成される。		取組指標(目標)	① 電気料金削減率 3 % ② 再生可能エネルギー設置件数 2 件
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	提案協議	提案選定・事業者決定	実施	実施
具体的な取組内容	新電力参入業者や従来の電力供給事業者に対し、本市の公共施設(複数)の電力使用情報を提供し、本市にとってメリットの大きい提案を受けるための協議を進める。 併行して、本市の公共施設維持管理者と本市にとってメリットの大きい提案を受けるための協議を進める。	提案内容の精査を踏まえ、本市にとってメリットの大きい提案事業者を決定し、エネルギー供給契約を締結する。	提案内容に基づき、電気料金の削減や再生可能エネルギー設備設置を進める。	提案内容に基づき、電気料金の削減や再生可能エネルギー設備設置を進める。

担当課:行政経営室

実施項目 18 公共施設総合マネジメントの推進				
現状・課題	公共施設を所管する担当部署ごとに施設管理を行っているため、複数の部署が同様な業務を行っている。また、外部委託等を請け負う業者も同一業者が請け負うケースが散見されるため、マンパワーやコストの重複を検証し、業務の効率化を図る必要がある。			
取組概要	公共施設維持管理部署の集約及び公共施設マネジメントシステムを活用し施設の一元管理を行うことで業務の効率化及び維持管理コストの縮減を図る。			
期待される効果	・スケールメリットによる維持管理経費の削減が見込まれる。 ・安全安心な公共施設運営が図られる。 ・業務負担が軽減される原課については業務の効率化が図られ、市民サービスの向上が見込まれる。		取組指標(目標)	実施率 100 %
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	調査・研究	実施	実施	実施
具体的な取組内容	教育委員会所管施設の一元管理の検討 対象施設 ・小学校9校 ・中学校4校 ・幼稚園9園 ・市民会館 ・市民図書館 ・市立博物館 ・給食センター ・はごろも学習センター ・文化課プレハブ倉庫 等	教育委員会所管施設の一元管理の実施 ・予算の集約 ・実施体制の確立	教育委員会所管施設の一元管理の実施 その他施設の一元管理の検討	教育委員会所管施設の一元管理の実施 その他施設の一元管理の検討

担当課: 総務課、行政経営室

実施項目 19 普通財産の有効活用				
現状・課題	「宜野湾市財政集中対策方針2021」に基づき、公有財産の有効活用を進めているが、今後、施設跡地や普通財産の貸付終了により、規模の大きな普通財産(土地)の返還を予定しているため、市の政策的な有効活用を検討し、実施する必要がある。			
取組概要	返還地の位置や規模、経緯などを踏まえ、市にとって最も効果の高い有効活用について、民間調査や市内部による検討を行う。併せて、公有財産有効活用検討委員会の審議を踏まえ、有効活用を実施する。			
期待される効果	市が保有する財産を有効活用することにより、歳入財源の確保並びに地域課題の解決、魅力的なまちづくりを図る。	取組指標(目標)	有効活用の実施件数	3件
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	調査研究・一部実施	調査検討	調査検討・実施	調査検討・実施
具体的な取組内容	民間調査や市内部による検討、公有財産有効活用検討委員会による審議を踏まえ、有効活用を図る。 【対象地】 ①普天間第二給食センター跡地(842㎡) ②青少年ホーム・勤労者体育館跡地(約4,414㎡) ※R3年度未解体完了後引渡し予定。 ③し尿処理施設「清水苑」敷地の内、返却部分(約9,600㎡) ※R4年度未解体完了後引渡し予定。 ※②③については一体利用を想定。	民間調査や市内部による検討、公有財産有効活用検討委員会による審議を踏まえ、有効活用を図る。 【対象地】 ②青少年ホーム・勤労者体育館跡地(約4,414㎡) ※R3年度未解体完了後引渡し予定。 ③し尿処理施設「清水苑」敷地の内、返却部分(約9,600㎡) ※R4年度未解体完了後引渡し予定。 ※②③については一体利用を想定。	民間調査や市内部による検討、公有財産有効活用検討委員会による審議を踏まえ、有効活用を図る。 【対象地】 ②青少年ホーム・勤労者体育館跡地(約4,414㎡) ※R3年度未解体完了後引渡し予定。 ③し尿処理施設「清水苑」敷地の内、返却部分(約9,600㎡) ※R4年度未解体完了後引渡し予定。 ※②③については一体利用を想定。	民間調査や市内部による検討、公有財産有効活用検討委員会による審議を踏まえ、有効活用を図る。 【対象地】 ②青少年ホーム・勤労者体育館跡地(約4,414㎡) ※R3年度未解体完了後引渡し予定。 ③し尿処理施設「清水苑」敷地の内、返却部分(約9,600㎡) ※R4年度未解体完了後引渡し予定。 ※②③については一体利用を想定。

担当課: 行政経営室

実施項目 20 PPP/PFIの推進				
現状・課題	市民ニーズを踏まえ、効率的な公共施設等の整備を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくため、多様なPPP/PFI手法の検討を行い、より効率的な公共施設マネジメントを図る。			
取組概要	公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な運用を図るため「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に基づく優先的検討規定を策定する。			
期待される効果	・民間の経営上のノウハウや技術的能力の活用が図られる。 ・事業全体のリスク管理が効率的に行われる。 ・設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に扱うことによる事業コストの削減が期待できる。	取組指標(目標)	実施率	100%
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	調査・研究	実施	実施	実施
具体的な取組内容	「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月17日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づく優先的検討規定の検討	「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に基づく優先的検討規定の策定	「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に基づく優先的検討規定の運用方針検討	「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」に基づく優先的検討規定の運用方針検討

担当課：行政経営室

実施項目 21 指定管理者制度導入の推進				
現状・課題	効率的な公共施設マネジメントを図るため、市直営の公共施設について指定管理者制度の導入を検討し、市民サービスの向上並びに維持管理コストの縮減を図る。			
取組概要	公共施設等総合管理計画に基づき、指定管理者制度の運用に適した公共施設等を選定、検証し、指定管理者制度の運用を図る。			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する住民ニーズに対する効果的な対応が図られる。 ・維持管理経費の削減が図られる。 ・行政組織における業務の効率化が図られる。 		取組指標(目標)	実施率 100 %
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究(実施)
具体的な取組内容	指定管理者制度導入可能性の検討 ・施設状況確認 ・所管課ヒアリング	指定管理者制度導入可能性の検討 ・施設状況確認 ・所管課ヒアリング ※指定管理者制度導入可能性のある施設が出てきた場合 ・事業者調査 ・仕様書作成	指定管理者制度導入可能性の検討 ・施設状況確認 ・所管課ヒアリング ※指定管理者制度導入可能性のある施設が出てきた場合 ・公募 ・事業者選定 ・協定締結	指定管理者制度導入可能性の検討 ・施設状況確認 ・所管課ヒアリング ※指定管理者制度導入可能性のある施設が出てきた場合 ・指定管理者制度運用開始

担当課：建築課

実施項目 22 市営住宅管理業務の民間等への委託				
現状・課題	【現状】管理運営は、正職3名、会計年度職員2名の体制。業務は、①家賃算定・家賃徴収・住宅の保守点検業務、②不具合箇所の修繕・工事等、③国や県からの調査業務 【課題】修繕箇所の市と入居者負担の線引きや家賃徴収業務、住民からの祝祭日や夜間修繕依頼等について苦慮しており、継続的・効率的な管理に向け、ノウハウを持った民間事業者等への包括委託が望ましい。			
取組概要	多岐にわたる業務を円滑に処理できる体制の確立に向けて、業務マニュアルや業務委託に関する調査・研究を行い、包括的業務委託仕様書の作成並びに包括委託を目指す。			
期待される効果	①24時間体制で修繕等の対応ができ、市営住宅の入居者の要望にも応えることが可能となる。 ②職員の異動に左右されることなく、一元的に維持管理でき、家賃徴収率の向上も期待できる。		取組指標(目標)	実施率 100 %
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	検討	検討	実施に向けた準備	実施
具体的な取組内容	○業務の整理 ○包括委託に向けた行政改革推進室との調整 ○維持管理委託導入に向けた可能性調査	○維持管理業務委託に向けた各業務の見直し、委託範囲の選定 ○包括委託に向けた行政改革推進室との調整 ○業者調査	○維持管理業務委託に向けた実施準備 ○維持管理業務委託に係る仕様書の作成	○維持管理業務委託契約の締結

担当課：学校給食センター

実施項目 23 大山学校給食センターの統廃合				
現状・課題	R3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、大山学校給食センターのはごろも学校給食センターへの統廃合に向けた保護者説明会が開催できず、調理業務等委託期間を1年延長した。			
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年4月中旬までに保護者説明会を実施する。 ・R4年6月補正 ・R4年6月～11月プロポーザル及び契約 			
期待される効果	大山学校給食センターをはごろも学校給食センターへ統廃合することにより、委託契約額の節減及び安全衛生管理の向上が期待できる。	取組指標(目標)	実施率 100 %	
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施に向けた準備	実施	実施	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年6月補正 ・R4年6月～11月プロポーザル及び契約 ・大山学校給食センター跡スペースの有効活用検討 	はごろも学校給食センターへ統合	はごろも学校給食センター(統合後)運用	はごろも学校給食センター(統合後)運用

担当課：観光スポーツ課

実施項目 24 宜野湾マリン支援センターの民間移譲				
現状・課題	宜野湾マリン支援センターは平成20年度に供用開始され、14年間、指定管理者のもと施設管理、運営がなされている。海に隣接していることにより施設の設備の故障が激しく、空調設備に関しては総入れ替えが必要。			
取組概要	宜野湾マリン支援センターの民間移譲			
期待される効果	建物の資産価値がある内に民間移譲することで、施設の売却益や指定管理者への指定管理料を削減が図られ、また施設の民間移譲することにより、条例に縛られない、民間事業者による更なる有効活用が期待できる。	取組指標(目標)	実施率 100 %	
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・7月：公募開始 ・8月～9月：移管先法人選定 ・10月：売買契約 →移管先法人の選定作業のため、公募に係る実施要綱の作成を行い、プロポーザルを実施する。 →9月議会において施設の財産処分に係る承認を得て、移管先法人との売買契約を行う。 	・4月：施設の完全民営化	施設の完全民営化	施設の完全民営化

担当課: こども政策課

実施項目 25 うなばら保育所閉鎖及びはごろも幼稚園の認定こども園移行				
現状・課題	待機児童解消に向け認可保育施設等の新設や改修で保育の受け皿を確保してきた一方で、共働き世帯の保育ニーズ増加により公立幼稚園の利用(入園)率低下が続いている状況にある。真志喜地区においては小規模保育施設(0~2歳児)からの3歳児受け入れ先不足が課題となっている。うなばら保育所においては、施設が老朽化し保育環境を維持するための改修費が課題となっている。			
取組概要	老朽化したうなばら保育所を閉鎖し、はごろも幼稚園施設にうなばら保育所の保育機能を移し、はごろも幼稚園を公立認定こども園(3~5歳児)に移行する。			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> うなばら保育所の老朽化への対応 幼稚園施設の有効活用 西側地区における3歳児保育の受け皿不足解消 医療的ケア児に対して、市として対応できる施設の必要性 開所時間の延長や土曜保育を拡充し、保護者ニーズに応える 公立幼稚園、公立保育所の一体化で幼保小連携を推進することができる 	取組指標(目標)	実施率 100%	
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	計画	実施準備	実施	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> はごろも認定こども園設置計画策定 うなばら保育所1~3歳在園児転園調整 認可保育所等へ1・2歳児枠の拡充、特別支援児受け入れ依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育計画の策定 幼保連携型認定こども園条例、規則制定 うなばら保育所1~5歳児保育(2~4歳在園児転園調整) 	<ul style="list-style-type: none"> (仮)はごろも認定こども園開園 うなばら保育所1~2歳児保育(在園児転園調整) 	<ul style="list-style-type: none"> うなばら保育所2歳児保育 令和8年3月31日 うなばら保育所閉所

基本方針 2

デジタル社会に対応した行政運営の変革

◆推進項目 5 自治体情報システムの標準化・共通化の取組

担当課: デジタル推進課

実施項目 26 自治体標準準拠システムへの移行				
現状・課題	国が策定したデジタル・ガバメント実行計画にて住民記録・税・福祉など17業務を対象に「地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む」事とされた。これに伴い本市でも17業務に係る業務システムについて、標準化に取り組む必要がある。			
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> 対象17業務に係る現況調査 国が定める標準仕様書の比較分析 標準仕様書への情報システム対応 国が整備する予定のガバメントクラウドへの対応 			
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> 標準仕様書による調達業務の効率化 自治体間の共同利用の促進。 他自治体の事例を共にした業務効率化の迅速化 	取組指標(目標)	実施率 100%	
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象17業務の現況調査 第1グループ(住民記録や介護保険、個人住民税などの8業務)に係る現行システムと標準仕様書との比較分析 	<ul style="list-style-type: none"> 第1グループ(8業務)に係る現行システムと標準仕様書との比較分析(改定分) 第2グループ(選挙人名簿や児童手当、健康管理などの8業務)に係る現行システムと標準仕様書との比較分析 標準仕様書への準拠に向けた情報システム対応の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 第1グループ、第2グループに係る現行システムと標準仕様書との比較分析(改定分) 標準仕様書への準拠に向けた情報システム対応 国が整備する予定のガバメントクラウド活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 標準仕様書への準拠に向けた情報システム対応 国が整備する予定のガバメントクラウドへの対応 標準仕様書に準拠した情報システムの運用

担当課：デジタル推進課

実施項目 27 自治体クラウドの推進				
現状・課題	1 現行の自治体クラウドシステムが終盤に入り、次期自治体クラウドシステムへの移行を円滑に進める必要がある。 2 自治体クラウドの拡充を視野に入れながら他市町村との連携や調整が重要となっている。 3 国の施策(情報システムの標準化など)が進行中であり、その動向に対応していく必要がある。			
取組概要	1 自治体クラウドの推進 2 次期自治体クラウドシステムへの移行 3 電子自治体推進計画の評価と見直し 4 情報システム面での庁内業務支援			
期待される効果	1 市民サービスの向上 2 システム共同調達に伴う調達業務の効率化 3 事務の標準化による、属人的な業務の整理		取組指標(目標)	実施率 100%
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	一部実施	一部実施	一部実施	実施
具体的な取組内容	○第3次ITアウトソーシング安定運用 ○アウトソーシング管理 ○システム利活用に関する推進及び総合調整 ○次期システムに向けた、事業者選定及び契約 ○次期システムへの移行及び切替(先行部分)	○次期システムの安定運用 ○アウトソーシング管理 ○システム利活用に関する推進及び総合調整	○次期システムの安定運用 ○アウトソーシング管理 ○システム利活用に関する推進及び総合調整 ○第3次電子自治体推進計画の評価と見直し、次期電子自治体推進計画の策定	○次期システムの安定運用 ○アウトソーシング管理 ○システム利活用に関する推進及び総合調整 ○次期電子自治体推進計画の実施

◆推進項目6 行政サービスのデジタル化の推進

担当課：総務課

実施項目 28 電子決裁システムの推進				
現状・課題	膨大な行政文書の管理をするにあたり、現在は紙媒体での管理がメインとなっており、情報の共有化や過年度文書等の内容確認の際に時間を要している。			
取組概要	文書管理システムを活用した電子決裁の取り組みを推進する。			
期待される効果	電子決裁を利用することで事務処理の迅速化や情報共有が図られる。また、起案者が持ち回る必要がなく、決裁者が自分のタイミングで決裁できるとともに決裁の進捗状況も確認できることなどから業務の効率化につながる。		取組指標(目標)	電子決裁実施率 15%
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	試行実施及び調査・研究	試行実施	実施	実施
具体的な取組内容	「行政手続及び内部手続における押印の見直し方針」で試行的に取り組むこととした電子決裁の試行導入対象文書に対する処理状況調査を実施する。 電子決裁システム活用に向けた運用ルールの整理を行う。	運用ルールに基づき引き続き試行実施を行い、各部署の取り組み結果の公表などを通して電子決裁システムの制度定着を図る。 運用ルールや過年度の試行実施結果を踏まえて、電子決裁文書の対象を一定程度明確化し、さらなる電子決裁の取り組みを推進する。	過年度結果を踏まえて、電子決裁の本格実施に取り組む。引き続き各部署の取り組み結果の公表などを通して、実施率向上に努める。	過年度結果を踏まえて、電子決裁の本格実施に取り組む。引き続き各部署の取り組み結果の公表などを通して、実施率向上に努める。

担当課: デジタル推進課

実施項目 29 行政手続のオンライン化推進				
現状・課題	国の自治体DX推進計画に基づき、自治体は行政手続のオンライン化を推進する。国の運営する電子申請システム(びったりサービス)を活用し、介護・子育ての26手続を中心に手続のオンライン化が求められている。			
取組概要	デジタル基盤改革支援補助金を活用し、電子申請システムと基幹システムのオンライン接続を実施する。介護・子育てに関する手続をはじめ、実施可能な業務から、随時オンライン化に取り組む。			
期待される効果	住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化を実現することを目的とする。		取組指標(目標) <ul style="list-style-type: none"> ① システム整備 1 件 ② 手続オンライン化 26 件 	
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	デジタル基盤改革支援補助金を活用し、マイナポータルと基幹システムのオンライン接続に関するシステム改修・整備を行う。介護・子育てに関する手続をはじめ、実施可能な業務から、担当課とともに、びったりサービスの運用に関する環境を整備する。	介護・子育てに関する手続をはじめ、実施可能な業務から、担当課とともに、びったりサービスの運用に関する環境を整備する。	介護・子育てに関する手続をはじめ、実施可能な業務から、担当課とともに、びったりサービスの運用に関する環境を整備する。	介護・子育てに関する手続をはじめ、実施可能な業務から、担当課とともに、びったりサービスの運用に関する環境を整備する。

担当課: デジタル推進課

実施項目 30 RPA・AI-OCRの利用推進				
現状・課題	多様化する行政ニーズへの対応で慢性的な時間外労働が問題となっている。今後、本格的な人口減少と高齢化を迎え、労働力の絶対量不足が懸念される中、長時間労働の解消に向けた行政事務の効率化が課題となっている。			
取組概要	各課において紙申請書の電子化や定形的な入力作業等の事務が自動化できるよう、RPAやAI-OCRが利用できる環境を整えとともに、全庁的に利用拡大を図る。			
期待される効果	各課における事務作業にRPAやAI-OCRを活用し、長時間労働の抑制や業務効率化を図ることで、更なる市民サービスの向上が期待できる。		取組指標(目標) <ul style="list-style-type: none"> ① 導入業務 2 件 ② 削減時間 160 時間 	
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	各課でRPA・AI-OCRが利用できる環境を構築する。各課におけるRPAの作成支援を行い、全庁的に利用推進を図るとともに、RPA導入業務の拡大を図る。	各課でRPA・AI-OCRが利用できる環境を構築する。各課におけるRPAの作成支援を行い、全庁的に利用推進を図るとともに、RPA導入業務の拡大を図る。	各課でRPA・AI-OCRが利用できる環境を構築する。各課におけるRPAの作成支援を行い、全庁的に利用推進を図るとともに、RPA導入業務の拡大を図る。	各課でRPA・AI-OCRが利用できる環境を構築する。各課におけるRPAの作成支援を行い、全庁的に利用推進を図るとともに、RPA導入業務の拡大を図る。

担当課: デジタル推進課

実施項目 31 マイナンバーカードの普及促進				
現状・課題	マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全・確実に本人確認を行えるデジタル社会の基盤となるツールである。証明書コンビニ交付、健康保険証利用など利活用が進められてきており、今後も、更なる利便性の向上が予定されている。			
取組概要	市民課のマイナンバーカード交付業務と連携して、交付率向上に取り組む。 証明書コンビニ交付、オンライン手続の普及促進に取り組み、マイナンバーカードの利用機会の拡大を図る。			
期待される効果	証明書コンビニ交付やオンライン手続等、マイナンバーカードの普及促進により、住民の利便性の向上及び業務効率化を図る。		取組指標(目標)	カード交付率 100 %
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	市民課のマイナンバーカード交付業務と連携して、交付率向上に取り組む。 証明書コンビニ交付、オンライン手続の普及促進に取り組み、マイナンバーカードの利用機会の拡大を図る。 マイナポイントの申込支援を実施し、マイナンバーカードの普及促進につなげる。	市民課のマイナンバーカード交付業務と連携して、交付率向上に取り組む。 証明書コンビニ交付、オンライン手続の普及促進に取り組み、マイナンバーカードの利用機会の拡大を図る。	市民課のマイナンバーカード交付業務と連携して、交付率向上に取り組む。 証明書コンビニ交付、オンライン手続の普及促進に取り組み、マイナンバーカードの利用機会の拡大を図る。	市民課のマイナンバーカード交付業務と連携して、交付率向上に取り組む。 証明書コンビニ交付、オンライン手続の普及促進に取り組み、マイナンバーカードの利用機会の拡大を図る。

担当課: 契約検査課

実施項目 32 電子入札システムの導入				
現状・課題	本市の入札は、対面方式により実施しているが、専用の入札会場がなく、庁内の数少ない会議室を優先的に使用している状況にあり、また、新型コロナウイルスの感染予防対策の観点からも、入札者を来庁させない入札方法導入の必要性が高まっている。			
取組概要	デジタル化社会を見据え、「新たな日常」に対応した接触機会の縮減、入札の透明性・公平性の確保、競争性の向上、入札参加者の利便性の向上、入札契約事務の効率化を図るため、電子入札の導入を検討する。			
期待される効果	入札参加者が一堂に会する機会を減少させることから、談合等の不正行為の防止につながり、入札参加者の負担軽減、入札契約事務の効率化、会議室の利便性向上が期待できる。		取組指標(目標)	実施率 100 %
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	調査・研究	導入準備	試行	実施
具体的な取組内容	導入済みである他の自治体を調査・研究し、次期財務会計システムとの連携をふまえ、本市の電子入札の手法や導入時期等を検討する。	導入に向けて、スケジュールを作成し、庁内外の調整を行う。 (実施計画への計上、予算要求など)	システム業者を選定し、テスト運用を行うなど、次年度実施に向けて環境整備を行う。 また合わせて例規改正も行う。	工事の入札について、段階的に電子入札を実施し、業種拡大に向けて検討を行う。

担当課: 会計課

実施項目 33 出納事務の効率化				
現状・課題	会計課事務の現金出納については、地方自治法第235条第2項に基づき指定金融機関に行わせている。指定金融機関の業務が長年無料又は低廉な委託料で行われてきたことで、事務改善が遅れている現状がある。金融機関からの事務効率化要請への対応とともに新たな日常の考え方に対応した事務改善が必要である。			
取組概要	(1) 指定金融機関への支出依頼について、現状ではFD又は紙で行っているが、インターネットを経由したファームバンク(FB)でデータ送信する手法に切り替える。 (2) 市役所内での税金等収納について、対面を避け市民自らが操作して納付ができる「税金等ステーション(仮称)」の導入を検討する。			
期待される効果	(1) FB導入により指定金融機関の事務が大幅に軽減され、振込にかかる経費の低減が図れる。紙での依頼が減少し、作業ミスや紛失等のリスクを減らしセキュリティの向上が図られる。 (2) 市民等が非対面で税金等を納めることができる。事務量が減り派出所の人工数減が図れる。	取組指標(目標)		① 実施率(1) 100 % ② 実施率(2) 100 %
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	(1)準備 (2)研究	(1)実施 (2)検討	(1)実施 (2)実施	(1)実施 (2)実施
具体的な取組内容	(1)令和4年7月に指定金融機関交替があるため、相手先のシステムに合わせたFB導入準備を行う。 (2)税金等ステーションの機能について研究をすすめる。既に導入した自治体の視察等を行い、成果について把握する。	(1)実施 (2)研究結果をもとに導入を検討する。	(1)実施・指定金融機関交替 (2)検討結果で高い成果が望める場合は実施	(1)実施 (2)検討結果で高い成果が望める場合は実施

基本方針 3

市民や地域、民間事業者など多様な担い手との連携による行政運営の推進

◆推進項目 7 市民と行政のパートナーシップの確立

担当課: 市民協働課

実施項目 34 市民協働の推進				
現状・課題	多様化・複雑化する地域の課題に対し、個人や一つの団体・組織だけでは対応できない課題があるため、「協働」という手法を用いて、様々な組織が、互いに得意とすることを活かし、地域課題の解決に一緒に取り組む必要がある。			
取組概要	協働の主体(多様な主体)の育成・支援、協働による取り組みをしやすいための環境整備に取り組む。			
期待される効果	市民や多様な主体と行政との連携協働した取り組みが促進され、市民主体の地域課題解決や地域活性化に繋がる。	取組指標(目標)		実施率 100 %
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	主体的に地域づくりを行う市民活動団体等を育成・支援することを目的に、市民活動に必要な経費を助成する事業に取り組む。	主体的に地域づくりを行う市民活動団体等を育成・支援することを目的に、市民活動に必要な経費を助成する事業に取り組む。	主体的に地域づくりを行う市民活動団体等を育成・支援することを目的に、市民活動に必要な経費を助成する事業に取り組む。	主体的に地域づくりを行う市民活動団体等を育成・支援することを目的に、市民活動に必要な経費を助成する事業に取り組む。

担当課：防災危機管理室

実施項目 35 地域防災体制の強化				
現状・課題	令和3年度には市内23自治会で自主防災組織が設立されたが、未だに防災意識が低いため、更なる防災教育や啓発が必要。			
取組概要	地域における防災力の向上を図るため、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対処できるよう、市民の防災意識の向上、防災教育の推進を図る。			
期待される効果	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の精神に基づく、地域の自主防災力の向上が期待でき、本市の防災体制の強化が図られる。		取組指標(目標)	R4:3回以上 R5:4回以上 R6:6回以上 R7:6回以上
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	自主防災組織に対し防災教育や啓発などを3回以上実施する	自主防災組織に対し防災教育や啓発などを4回以上実施する	自主防災組織に対し防災教育や啓発などを6回以上実施する	自主防災組織に対し防災教育や啓発などを6回以上実施する

担当課：土木課

実施項目 36 市道の植栽樹及び周辺の地域住民による管理				
現状・課題	(現状)植栽樹の管理及び道路清掃の支援を実施。 (課題)市民による植栽樹管理の活動に必要な物品等の支給及び貸与、低木の移設費等。			
取組概要	現在9自治会(大謝名・伊佐・新城・宇地泊・野嵩1区・我如古・宜野湾・喜友名・野嵩二区)及び9団体、10個人で植栽樹(417箇所)の管理をお願いしている。今後とも各自治会等に推進していきたい。			
期待される効果	市民及び自治会等による植栽樹の管理により、地域協働の推進が図られるとともに、街路樹維持管理費の削減が期待される。美化活動により、緑豊かな美しいまちづくりが期待される。		取組指標(目標)	自治会等による植栽樹の管理箇所 10箇所
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	自治会等にアナウンスし花植え等の愛護活動を推進する。	自治会等にアナウンスし花植え等の愛護活動を推進する。	自治会等にアナウンスし花植え等の愛護活動を推進する。	自治会等にアナウンスし花植え等の愛護活動を推進する。

担当課：都市計画課

実施項目 37 住民による地域美化の推進				
現状・課題	自治会及び民間団体等、地域の美化活動を行う団体が少ない。(現在は12団体)			
取組概要	地域美化活動を推進する団体の育成を行う。各自治会に水と緑の愛護会・ボランティア団体の設立ができるように啓蒙活動に取り組む。			
期待される効果	水と緑の愛護会・ボランティア団体による草花植栽・清掃等により、各地域の美化活動を推進することができるとともに地域協働の推進につながる。		取組指標(目標)	設立件数 1件
取組年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施目標	実施	実施	実施	実施
具体的な取組内容	各自治会の地域団体等に愛護会・ボランティア団体等の設立を促し、設立を目指す。	各自治会の地域団体等に愛護会・ボランティア団体等の設立を促し、設立を目指す。	各自治会の地域団体等に愛護会・ボランティア団体等の設立を促し、設立を目指す。	各自治会の地域団体等に愛護会・ボランティア団体等の設立を促し、設立を目指す。